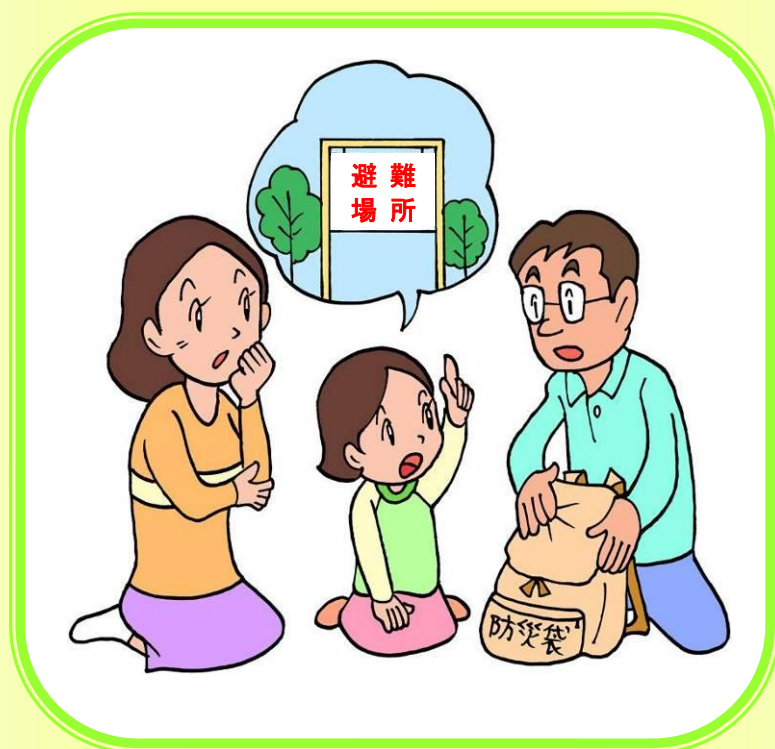


黒滝村地域防災計画改訂概要版

—身近な防災 ここが変わりました！—



地域防災計画とは

災害対策基本法第42条に基づき、黒滝村の地域の防災について、村や関係機関や地域住民が行うべき災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策を定めています。

平成21年の改訂から6年ぶりの全面改訂で、国の防災基本計画や奈良県地域防災計画と整合性を図っています。

平成27年12月 黒滝村

1 ハザードマップを活用しましょう

ハザードマップとは豪雨等によって浸水被害や土砂災害の危険のある場所、大地震により危険になる場所などを示した地図のことです。

黒滝村では、浸水被害や土砂災害に係るハザードマップを作成・提供しています。
ご家族や地域の皆さんで、地域の危険箇所について確認しましょう。

●「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」一新しくなったしくみ

土砂災害防止法が2001年に施行されてから、2014年7月までに、土砂災害警戒区域が約35万か所、特別警戒区域が約20万か所指定されました。

土砂災害については、奈良県のサイトから各地の警戒区域を閲覧できます。

【奈良県が公開している土砂災害危険箇所と土砂災害警戒区域】

<http://sabo-yr-etsuran.pref.nara.jp/>

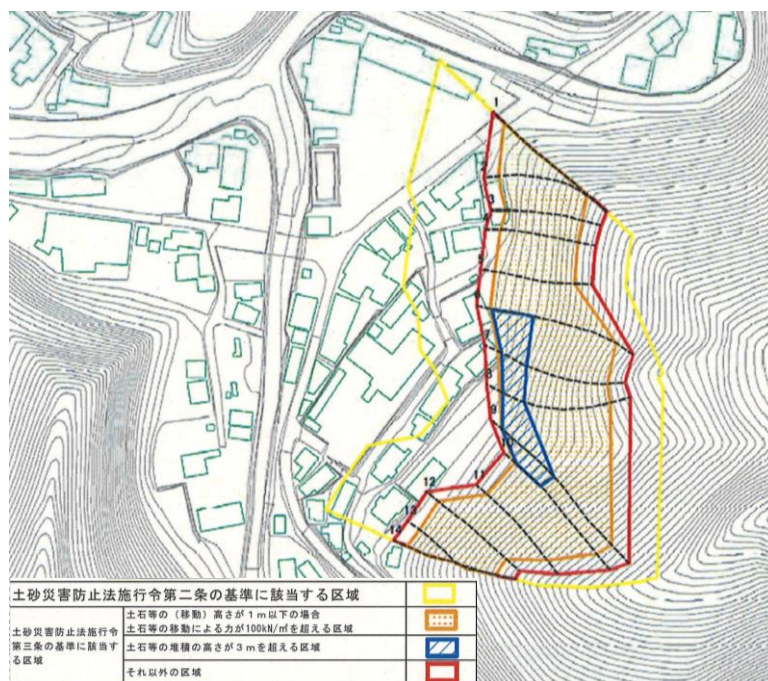
○ 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生し、住民の生命や身体に危害が生じるおそれがあると考えられる区域です。

○ 土砂災害特別警戒区域

急傾斜地で崩壊等が発生すると、建物に損壊が生じ住民の生命や身体に著しい危害があると考えられる区域です。

土砂災害警戒区域の表示例



● 深層崩壊について

国土交通省は、通常の土砂崩れ（表層崩壊）よりもさらに深層の地盤が崩壊する「深層崩壊」の調査を進めています。

2010年に「深層崩壊推定頻度マップ」、2012年には「深層崩壊溪流レベル評価マップ」が公表されています。確認しておきましょう。

【深層崩壊】

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/deep_landslide.html

<http://www3.pref.nara.jp/doshasaigai/saboshinsouhoukaimap/>（奈良県）

2 もよりの避難場所を確認しましょう

黒滝村では、「避難準備情報」を発令した時点で、「避難所」を開設します。速やかに、避難所等へ避難するようにしましょう。また、事前に台風等で災害の発生が懸念される場合、自主的に避難を行うための「自主避難所」を開設します。

避難場所（避難所）に指定されているところを確認しましょう。どこへ避難すべきか、地域の皆さんで話し合しましょう。

地域によっては、地震や火災、風水害のときで避難場所が違ふことがあります。

また、いざというとき、避難ルートは重要です。避難場所までの安全ルートについて、日ごろから、家族や地域で話し合しましょう。避難するのが日中とは限りません。夜間の場合どのルートが安全か、どこが危険か、確認しておきましょう。

※指定緊急避難場所と指定避難所と福祉避難所の主な違い

指定緊急避難場所	災害から一時的、緊急的に避難する場所でオープンスペースを有し、災害に対して安全上支障がないと認められる構造を持つもの
指定避難所	被災者等が必要期間滞在可能な屋内施設で、被災者数に対する十分な面積と、安全上支障ないと認められる構造及び設備を有するもの
福祉避難所	要配慮者への配慮や生活支援を受けることが可能な施設

① 指定緊急避難場所（兼指定避難所）

名称	住所	備考
黒滝小学校	黒滝村大字寺戸41	災害種別（洪水・大規模火災・地震）
黒滝村農林トレーニングセンター	黒滝村大字寺戸47-1	災害種別（洪水・土砂災害・大規模火災・地震）
黒滝村中央公民館	黒滝村大字寺戸196	災害種別（洪水・大規模火災）
長瀬地区集会所	黒滝村大字長瀬83-1	災害種別（洪水・大規模火災・地震）

② 指定避難所（兼自主避難所）

名称	住所	備考
笠木地区老人憩の家	黒滝村大字笠木735	
笠木・桂原・長瀬地区集会所	黒滝村大字桂原118-1	
長瀬地区集会所	黒滝村大字長瀬83-1	
御吉野・長瀬地区老人憩の家	黒滝村大字御吉野139	
堂原地区老人憩の家	黒滝村大字堂原381	
寺戸地区老人憩の家	黒滝村大字寺戸306	
川戸地区集会所	黒滝村大字中戸390	
中戸自治会館	黒滝村大字中戸1460	
上中戸地区老人憩の家	黒滝村大字中戸1058-2	
光徳寺	黒滝村大字中戸778	

善龍寺	黒滝村大字赤滝96	
脇川地区集会所	黒滝村大字脇川335	
龍光寺	黒滝村大字槇尾38	
鳥住地区集会所	黒滝村大字鳥住236	
栗飯谷地区集会所	黒滝村大字栗飯谷224	
黒滝森物語村交流館	黒滝村大字栗飯谷1	指定避難所のみ

③ 福祉避難所

名称	住所	備考
黒滝村デイサービスセンター	黒滝村大字寺戸187-2	
黒滝こども園	黒滝村大字寺戸421-1	

3 災害情報の入手について

○ 防災行政無線による広報

黒滝村では台風・地震・火災等および行政からのお知らせなど、災害・緊急連絡および定時放送をするため、防災行政無線を設置しています。

【主な広報内容】

- ・河川の水位情報や土砂災害、台風などの気象情報を伝える注意喚起のための広報
- ・「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」といった避難行動（※）を呼びかける広報

※「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」発令時の住民の取るべき行動

自主避難	必要に応じて事前に地域の自主避難所などに避難する
避難準備情報	避難行動要支援者は、最寄りの指定緊急避難場所等への避難行動を開始する
避難勧告	住民は、最寄りの指定緊急避難場所等への避難行動を開始する
避難指示	いまだ避難していない住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる

※上記の情報については、携帯電話等の緊急速報メールでもお知らせします。

○ マスコミによる広報活動

テレビ・ラジオ・ケーブルテレビなどの報道機関に対し、村から情報提供いたします。

【ラジオの周波数】

- | | | | | |
|------------|---|-------|---|---------|
| ・NHKラジオ周波数 | ： | ラジオ第1 | ： | 666kHz |
| | ： | ラジオ第2 | ： | 828kHz |
| | ： | F M | ： | 83.4MHz |

災害時の安否確認は 声の伝言板「171」

NTTでは、災害時に電話で安否確認ができる「災害用伝言ダイヤル」を提供しています。利用にあたっては「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生を行ってください。一般加入電話、公衆電話、携帯電話、PHSから利用できます。※録音された伝言は被災地の方の電話番号を知っているすべての方が聞くことができます。

聞かれたくないメッセージを録音する場合は、あらかじめ暗証番号を決めておく必要があります。

設定方法等はNTTまでお問い合わせください。

※毎月1日、15日、1月1～3日、防災とボランティア週間（1月15～21日）、防災週間（8月30日～9月5日）に災害用伝言ダイヤルの体験ができます。

伝言の録音方法

1 7 1 にダイヤル

↓ ガイダンスが流れます。

録音の場合（暗証番号無し） 1
（※暗証番号あり） 3

↓ ガイダンスが流れます。

×××-×××-××××

伝言の再生方法

1 7 1 にダイヤル

↓ ガイダンスが流れます。

再生の場合（暗証番号無し） 2
（※暗証番号あり） 4

↓ ガイダンスが流れます。

×××-×××-××××

被災地内の方も、被災地以外の方も被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。

災害用伝言板

各通信会社では、大規模な災害時に携帯電話やスマートフォンなどで安否確認ができる「災害用伝言板」を提供しています。

「災害用伝言板」とは大きな災害が発生した時に、被災地域にお住まいまたはご滞在中の方が、携帯電話やスマートフォンからご自身の状況を登録していただくことができ、登録された安否情報はインターネットなどを通じて、全世界から確認していただける災害時専用のサービスです。

●NTTドコモ

<http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>

●au

<http://dengon.ezweb.ne.jp>

●ソフトバンクモバイル

<http://dengon.softbank.ne.jp>

●イーモバイル

<http://dengon.emnet.ne.jp>

●ウィルコム

<http://dengon.willcom-inc.com>

災害用ブロードバンド伝言板（web171）

<http://www.web171.jp>

4 災害時要援護者対策について

○ 「災害時要援護者」の定義の見直し

災害対策基本法の見直しによって、これまでの「災害時要援護者」や「災害弱者」と言われていた方の定義、支援策を見直しました。

要配慮者	災害時に特別な援護を必要とする方。 (高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人など)
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方。 避難行動要支援者については、市町村による名簿の作成が法令により義務付けられています。

○ 地域の取り組み

(災害時要援護者の安否確認・避難誘導等)

災害時には隣近所にお住まいの災害時要援護者に声をかけ、安否確認や避難の支援を行いましょう。

○ 災害時要援護者自身の取り組み

(支援者への安否の連絡)

災害発生時に支援者に対して自分の安否や支援が必要かどうか連絡するように努めましょう。

(地域で助け合える関係づくり)

日頃から隣近所と連絡を取り合い、地域で助け合える関係づくりに努めましょう。

5 避難の際の注意について

①自主避難

危険を感じたらすぐに逃げてください。

②水平避難と垂直避難

避難場所への移動が危険でできない場合、自宅や近隣建物のなるべく高い階へ一時避難（垂直避難）し、救助を待つことも検討してください。

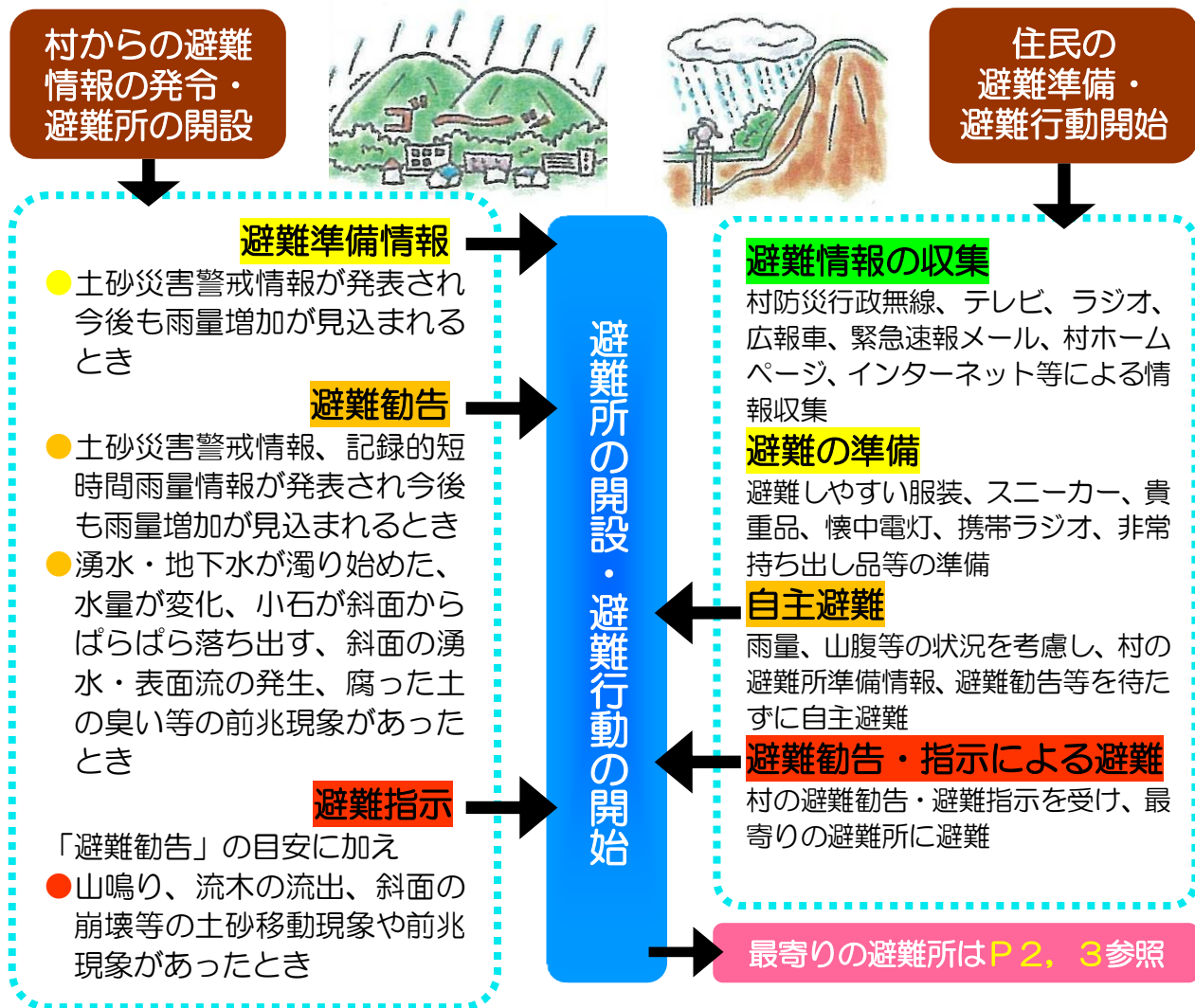
③避難の際にガスや電気は

ガスメーターは震度5以上の地震で自動的に止まります。避難するときには、ブレーカーや電気製品の電源を切るようにしましょう。

④避難したら戻らない

大事なモノや持ち出し品を取りに帰るのは危険です。安全が確認されるまで、避難場所から自宅に戻ってはいけません。

●土砂災害時の避難行動について



○ 土砂災害への準備

- テレビやラジオなどで、気象情報には十分注意する。



- 防災行政無線や広報車などによるアナウンスをしっかりとチェックする。



- 大切な家財道具は、できるだけ高い安全な場所へ移動させる。



- 懐中電灯や携帯ラジオ（予備の電池も）、必要に応じ土のうなどをあらかじめ用意しておく。



- 早く帰宅する。交通機関のマヒなどにより遅くなる場合は、経路や帰宅予定時刻を在宅の家族にはっきりと伝える。むやみに外出しない。



- 非常持出品（飲料水や食料も最低3日分確保）を準備しておく。（できれば7日分!）



●家族の防災会議

災害はいつ襲ってくるかわかりません。家族の安全を確保し、被害を最小限に抑えるために、日頃からの準備が必要です。家族そろって防災について話し合い、災害から身を守りましょう。また、万が一のために、家の内外を点検してください。

家族一人ひとりの役割分担

日頃の防災の役割と、災害が起きた時の役割を決める。

- ①火の始末 ②出口の確保 ③非常持出品の確認 ④隣近所への連絡

家屋の危険箇所チェック

①家の中に安全な空間をつくる、安全な避難経路を確保する。

②もう一度家の内外を総点検する。

窓ガラス	飛散防止フィルムや粘着テープを貼る。
屋根	不安定な屋根のアンテナ、屋根瓦、太陽光発電の固定補強をする。
ブロック塀・門柱	土中にしっかりと基礎が施工していないもの、鉄筋が正しく入っていないもの、ブロックにひび割れがあるものは修理する。
ベランダ	鉢植え、物干し竿などベランダの落下物の整理、ベランダの補強に心掛ける。
プロパンガス	プロパンガスや灯油貯蔵タンクが地震時に転倒しないようクサリで固定する。

③家具などが倒れたり、モノが落ちてこないように固定する。

タンス・本棚	L字金具や支え棒などで固定し、2段重ねの場合は、つなぎ目を金具で連結する。衣類や本は重いものを下に、軽いものを上に置く。
冷蔵庫	2ドアの場合は、扉と扉の間に針金などを巻いて、金具で壁に固定する。
食器棚	L字金具などで固定。棚板にはすべりにくい材質のシートなどを敷く。扉には、止め金具をつけて開かないようにし、ガラスは飛散防止フィルムを張る。
テレビ	家具の上などは避け、低い位置に固定する。上には水槽などは置かない。
照明器具	1本のコードで吊るタイプのものは鎖と金具を使って数か所止める。蛍光灯は蛍光管の両端を耐熱テープで止めておく。
ピアノ	本体にナイロンテープなどを巻きつけ、取り付け金具などで固定する。脚には、すべり止めをつける。

わが家の耐震診断をしよう

わが家が地震に耐えられるのかを知るために、「耐震診断」をしましょう。倒壊の恐れがあるという結果が出た場合や不安があるときは、専門家に相談して必要な補強をしましょう。 ※耐震診断・相談は黒滝村役場林業建設課窓口へ

非常持ち出し品

日頃からの備えが必要。避難するとき持ち出す最小限の必需品をコンパクトに整理してあるか？賞味期限は大丈夫？



災害時の連絡方法や避難所

災害時、家族が離ればなれになったときの連絡方法や避難所を確認しておく。

